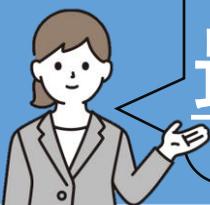


# 省エネ家電へ買い換えた方に 最大5万円補助します

今年は  
先着順!!

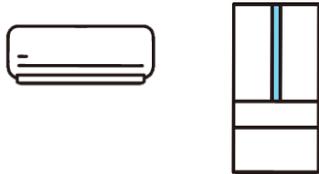
(南魚沼市「省エネ家電」普及促進補助金)



南魚沼市では、2050年カーボンニュートラルに向け、家庭から排出されるCO<sub>2</sub>の削減を推進するため、省エネ家電への買換えを支援する補助事業を実施します。

## 【対象の家電】

- ・エアコン
- ・冷蔵庫



## 【申請受付期間】

- ・令和7年4月1日(火)  
～令和7年12月26日(金)

※予算の範囲内で先着順で受け付けます。

※予算額：合計800万円

## 【補助対象者】

以下のすべてに該当する方

- ・南魚沼市に住民登録をしている方
- ・申請日時時点で居住している住宅において、既設の家電を省エネ家電へ買換えた方
- ・申請者及び同一世帯の方に市税の滞納がない方

※令和6年度に省エネエアコン普及促進補助金を受けた世帯は、再度エアコンの買換えでの補助を受けることができません。

## 【補助対象機器】

以下のすべてに該当する製品

- ・現在使用している製品に対し、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果が30%以上の製品
- ・住宅に設置するエアコンまたは冷蔵庫(可搬型は対象外)

CO<sub>2</sub>排出量の削減効果は、環境省ウェブサイト内の省エネ製品買換えナビゲーション「しんきゅうさん」で必ずご確認ください。

※インターネット接続が必要です。



## 【補助金額】

- ・製品代金(税抜)の1/5または下表の上限額のうちいずれか低い金額

省エネ家電購入先	エアコン	冷蔵庫
市内に本社が有る 市内店舗	5万円	3万円
市内に本社が無い 市内店舗	3万円	1万5千円

## 【補助対象経費】

- ・省エネ家電を購入した際の製品代(税抜)
- ※申請受付期間内に購入した製品が対象となります。
- ※エアコン、冷蔵庫それぞれ1世帯1台となります。



「しんきゅうさん」へのアクセス→



## 【申請について】

省エネ家電普及促進補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付し、環境交通課に提出してください。

- ・省エネ家電を購入した際の領収書などの写し(購入金額、購入日、購入店舗名、機種名(型番)の記載があるものに限る)
- ・補助金振込先の預貯金通帳の写し(口座番号、口座名義人(カタカナ)のわかる面の写し)
- ・既設の家電の設置状況がわかる写真
- ・「しんきゅうさん」でCO<sub>2</sub>排出量の削減効果30%以上を確認した画面の写し
- ・交付決定前事前着手届(様式第3号) ※交付決定を受ける前にエアコンの設置を行う場合のみ必要
- ・その他必要な書類

※具体的な申請書類や手続きについては市ウェブサイトをご確認ください



【お問い合わせ・申請先】南魚沼市役所 環境交通課 環境交通班  
〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1 025-773-6666

# 【手続きの流れについて】

